

ル後午後八時町長ヨリ争議団幹部ニ對シ
左ノ提案ヲ為セリ

町長案

一 争議団ヨリ會社ニ提出シタル四項ノ要求ハ大
体承認スルコト

二 會社ヨリ争議費用一千円ヲ提供スルコト

三 罷業開始後ノ日給ハ平額支給スルコト

四 争議団ヨリ十名ノ解雇者ヲ出スコト

但シ被解雇者ニハ一名ニ付キ解雇手當三百円

宛テ支給スルコト

右提案ニ對シ争議団幹部ト別室ニ選テ鳩
首協議セルモ議遂ニ纏ラズ回答ヲ保留シテ

本日再會ヲ約シ午前零時半頃同セルが幹

部中塩原モ作人解雇者ヲ出サハルコト若シ

解雇者アラバ工場側ヨリモ十名位ノ解職者

ヲ出サシムルコトヲ主張セルモ岩谷、山根等ハ一応

解雇者ヲ出サハルニトテ要求シ貫徹セザル場合

ハ之レヲ否認シ他ノ条件ニ付有利ナル解決ヲ得

ハトスル損標アリ

右ノ状況ナルヲ以テ引續キ嚴重警戒中

右及申(通)報候也